

第十回 参議院厚生委員会会議録第三十一号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)午前十時四十七分開会

○覚せい剤取締法案(中山義彦君外四名発議)

○検疫法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求める件(内閣提出、衆議院送付)

○理事(小杉繁安君) 只今から厚生委員会を開きます。

○井上なつゑ君 ようとこの監御報告をさせて頂きとうございます。それはほかでもございませんが、一昨日当厚生委員会におきまして、サムス准将の功績に対して感謝をする決議をなす

させて頂きまして司令部へお届けいたして参りました。どうぞ厚生委員会の皆様によろしくお伝え申してくれとのことでございました。右御報告申上げます。

○理事(小杉繁安君) 覚せい剤は現在非常に濫用されておりまして、覚せい剤のあり場所がわかりますと、手段を選ばずにそれが獲得に狂奔する

ような社会情勢になつております。従いましてできるだけ必要な箇所以外に覚せい剤を置かない、こういう趣旨が主なる目的であり、そのほかに今後

○有馬英二君 第一章の総則の中の第二条の四に「覚せい剤研究者」というのが、あるのですが、これは覚せい剤のものをこれから研究をして、更に新しい覚せい剤を作るために研究する者をいつものであるか、或いは何か

がわかるとこれをとるために狂奔する

うことを表向きにやつておるところの

病気を研究するために覚せい剤とい

うか、その点一つはつきりとして頂きた

いと思います。

○法制局参事(中原武夫君) 只今御指摘になりました両方を含むでござい

ます。

○諫森義治君 この覚せい剤の製造業者からすぐ指定医療機関に渡す、こういうことで、中間的には覚せい剤はどうこへも置かないという方針がとつてあります。勿論これはこの法案の精神を徹底するためには必要があつたと思ひます。中間に若し覚せい剤を販売業者或いは薬局とかというところに置くことによって、覚せい剤を徹底的に取締ることができな

いといふふうになつておるのであり

ますか。発案者にこのことをお聞き

たいと思います。

○諫森義治君 中間段階に置かないといふことは、これは中間段階に置くことによつてそういうふうな求める者が非常に出て来て狂奔するということよりも、むしろ中間段階に置くといふことが主なる目的じやないですか。

○法制局参事(中原武夫君) これが主なる目的で、建前を変えてあると

かねるのですが、建前を変えてあると

いろいろな問題が生じます。

○有馬英二君 どうもよつとわかり

いたしました。

○諫森義治君 覚せい剤の取締は國が統一的にやつており、麻薬取締官といふ機関を全國的に國の責任において配置しておる必要があります。そ

ういう機関を同時に使うことも考えた

のであります。現在の麻薬取締官の

陣容では、覚せい剤の取締まで手を出

すことが不可能であります。

○理事(小杉繁安君) 井上委員の動議

が提出いたします。

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありましたのは賛否を明瞭にいたしてお述べを願います。

○井上なつゑ君 討論を省略いたしま

して、直ちに採決せられることの動議

が提出いたします。

○理事(小杉繁安君) 井上委員の動議

が提出いたします。

「馬鹿だな」と思ふが

○理事(小杉謹安君)ではこれより採決に入ります。覚せい剤取締法案を原案の通り可決することに賛成のかたは御起立を願います。

〔総務起立〕

井上つなひゑ 有馬 英一
中山 薩彥 石原幹市郎
河崎 ナツ 藤森 風治
松原 一彦 堂森 芳夫
谷口弥三郎 長島 銀藏

○理事(小杉繁安君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないと誤めます。なお本会議における委員長の報告につきましては委員長に御一任願いたいと存じまするが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。

○理事(小杉謹安君) 次に検疫法案を議題といたします。御質疑をお願いいたします。御質疑はございませんか。

○藤森寅治君 大変要らんことを聞くようですが、現在船及び飛行場の検疫はどういうようにして行われておるのですか。実情をちよつとお話を

願いたいと思います。

○政府委員(山口正義君) 現在検疫を実施いたしておりますが全部で十七

力所ございます。飛行場が二カ所でございます。昨年の二月までは検疫の実施を連合軍司令官が責任を持つてやつておつたのでございますが、昨年の二月から日本側に検疫の実施を任せますとして、現在岩国の飛行場を除きましては、日本側の機関によつて検疫を実施いたしております。但し軍用艦船、軍用機に対しましては、極く一部を除きましては、連合軍當局の責任において検疫を実施いたしております。船舶につきまして概略申上げますと、外國から船舶が参りました場合には、指定いたしました検疫錨地、これはおおむね公海に設けてございますが、検疫所から投錨いたしまして、そこで検疫所から検疫官が参りまして、書類の検査或いは診察、場合によりましては船内の必要な検査をいたしまして、病毒検疫、伝染病の病毒が持ち来たされる虞れがないというときには許可証を与えて港に入れるということをいたしております。若しその際に伝染病に汚染しておる者或いは汚染した疑いのある者がございました場合には、港に入れることをやめまして、一定の場所、大体患者は検疫所の中にござります検疫病院に収容いたします。それから病毒に接触した虞れのあります者につきましては、検疫所の中にござります停留所と申しまして、一種の健康者を隔離するところでございますが、そこに隔離をいたしまして、一定の期間観察をする度を落しまして、そして検疫が敵側に沿うよう運航いたしまして、その間に纏梯子で上ってその中で検疫をし

て、運航中に検疫を実施するということをいたしております。航空機につきましては、到着いたしました航空地、これは専ら現在羽田で実施いたしておりますが、航空機が飛行場内の一定の場所に到着いたしますと、直ちに検疫官が乗り込んで参りまして、書類の検査、或いは一般の健康状態の検査をいたしまして、病気が侵入される心配がない、というときは許可証を与えまして乗客を降すという処置をとつております。極く概略でございますが、現在実施いたしております検査の状態について説明いたしました。

なるそでございますが、主として外國から來た飛行機で何か検疫して特殊の疾病が発見されましたでしようか。そういう事例がありましたでしょうか。
○政府委員(山口正義君) 先ほどから申上げましたように、只今の航空検疫は専ら羽田で実施いたしておりますが、私ども検疫を実施いたしましたようになりましてから、まだ一名も伝染病の患者は発見されておりません。
○井上なつゑ君 わよつとこの法律を実施なさいますのに對して検疫所の数を新しく殖やさなければならぬと書いてあります。が、どのくらいの設置をこれに要するものでござりますか。それから國の費用で賄うと書いてあります。が、予算はどういうふうになつておりますか。若し検疫所を作りになりますが、予算はどういうふうになつておるについては、検疫所に働く人のやはり準備を要るでしようと思ひます。そういうようなことはどういうふうになつておるのでありますか。
○政府委員(山口正義君) 現在検疫所を設置、つまり検疫を実施いたします。港は、現在の状態におきましては連合軍司令官の指定した港についてだけ検疫を実施することになつております。その制限がこれまで既におきましたは、日本側において必要と認める場所で検疫を実施し、検疫所を設置すると、いうことになります。その検疫を実施いたします港につきましては御審議を求つております法案にもござりますよう、に政令で定めることになつております。検疫所を設置いたします場合には、地方自治法に基きまして国会の承認を求めることになつております。施設の内容でございますが、これは検疫所の

出入船舶の数によりまして、現在ある種類の施設を持つた検疫所と、そのうちの一部だけの施設を持つた検疫所と二通りございます。すべての施設を持つた検疫所と申しますのは、事務室は勿論でございますが、細菌検査室、病院、消毒室、それから病毒に接觸したと思われる者を停留いたします。さういうのは全国主なところに五、六カ所配置して置けばいいのでございますが、その他に事務所とそれから細菌検査施設程度を持つていうような比較的簡単な施設で、平生の検査をやつて行く、この二通りのことが考えられるのであります。現在先ほども申し上げましたように全国で十七カ所の港で検疫を実施しております。それから一カ所の飛行場で検疫を実施しております。それに配置してございます人員は六百三十四名でござります。一番大きなところで大体八十名から九十名、少いところで大体三十名程度でござります。現在は連合軍のほうからの勧奨によりまして検疫を実施しております。それに必要な予算是昭和二十六年度におきまして先般御可決頂きました一億八千万円でござります。

國者に対する何かの手当を打たないことは、どうしても頬の本当の取締はできないということを非常に強調されおりまして、現在その方面について何か厳重な取締と申しますか、そういうことは講ぜられておりましようか。如何でございましようか。

○政府委員(山口正義君) この不法入國者の取締につきましては終戦直後連合軍当局からの指令が出ておりまして、それに基いてやつておりましたが、昨年七月十一日附で厚生事務次官、国警長官、海上保安庁長官の連名で、通牒を出しまして、不法人國者に対してこれら発疹チフス、痘瘡、頬の有無に重点を置いて検診を実施し、検診の結果、頬のような者を発見いたしましたときには、頬予防法に基いて処置する。こういうふうな通牒を出しておまりまして、只今御指摘のように頬がしばしば発見されることがござりますので、時に重点を置いて実施をいたしております。

○藤森眞治君 密入國者の頬が発見されて、これは頬の收容所に大体收容ができるござりますけれども、だん／＼殖えるような傾向があるといふに私は承わりましたのですが、それでは主として朝鮮のほうから來るのが一番多いと、こういうことになります。まあ朝鮮の帰属といふものまだはつきりいたしませんが、まあ外国人としての登録をすることになつております。そ�すると密入國者ですから、無論登録をしていないということになります。いわゆる外国人扱いをしなければならないのですが、こういう者を日本の收容所にどん／＼入れる

○政府委員(平澤長吉君) 只今議題となりました検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件について提案の理由を説明いたします。
現在横須賀港の検疫は横浜検疫所、大阪港の検疫は神戸検疫所、羽田飛行場の検疫は東京検疫所、吳港の検疫は廣島検疫所、關港の若松区の検疫は門司検疫所、四日市港の検疫は名古屋検疫所においてそれぞれ分室的事務所を設けてこれを実施中であります。が、この事務所を一般改正になりました厚生省設置法第二十条第三項の規定によります支所又は出張所にいたしまして、業務の方全を期したいと存じますので、こゝに地方自治法第一百五十六条第四項の規定によりまして国会の承認を求めるためこれを提案いたした次第であります。
何とぞ眞重御審議の上速かに承認されますよう御願いいたします。
○理事(小杉繁安君) 御質疑をお願いいたします。
○井上なつゑ君 只今の件は質疑を省略いたしまして、直ちに承認せられるよう委員長においてお詫びあらんとの動議を提出いたします。
○理事(小杉繁安君) それでは採決に入りまして、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件を原案通り承認することに賛成のかたは御起立を願います。

おりますから、本案を可とするかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名

井上なつゑ 中山 寿彦 石原幹市郎 有馬 英二
河崎 ナツ 藤森 健治 堂森 芳夫
松原 一彦 長島 銀藏
谷口弥三郎 長島 銀藏

○理事(小杉繁安君) 署名漏れはございませんか……署名漏れないと認めます。なお本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任をお願いいたしたいと存じます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。わざと速記をとめて下さ

たします。

午後零時十三分散会

午前十一時三十一分速記中止

出席者は左の通り

委員長 小杉 繁安君 山下 義信君

理事 井上なつゑ君

有馬 英二君

石原幹市郎君 中山 寿彦君 長島 銀藏君 堂森 芳夫君 河崎 ナツ君

谷口弥三郎君 常岡 一郎君 藤森 健治君 常岡 一郎君

設、食器消毒施設の完備、(三)副食の特別調理、(四)患者用、職員用の調理設備の分離等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八七八号 昭和二十六年五月十四日受理
アフタ・ケア施設確立に関する請願
請願者 栃木県内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮内 滝山邦夫外二百一名

紹介議員 松原 一彦君
結核回復者に絶対不可欠の後保護施設を持たないわが国においては、軽快後直ちに深刻な生活苦の社会に出て苦闘しなければならない結果、充分な自宅療養ができないばかりか、生活のために過労となり再発または悪化して折角の療養を無にしている実情であるから、わが国結核対策上療養施設の増加とペットの短期回転の施策と併せて後保護即ちアフタ・ケア施設の設置を促進せられたいとの請願。

四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 太郎君
紹介議員 愛知 捷一君 高橋進
宮崎県延岡市新町一六金七
仙台市医師会長 松川

紹介議員 幹文外一名
太郎君
紹介議員 平沼綱太郎君
宮崎県延岡市新町一六金七
延岡市医師会長 甲斐

この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八一号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 高知市本町一二五高知市医師会長 德橋豊信
紹介議員 入交 大藏君
市医師会長 外二名

紹介議員 鈴木 強平君
群馬県碓氷郡里見村碓氷郡医師会長 士岐正
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八二号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 三重県河芸郡上野村大字上野一六〇六河芸郡医師会長 長尾周平
紹介議員 木村 守江君
外二名

紹介議員 鈴木 強平君
群馬県碓氷郡里見村碓氷郡医師会長 士岐正
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八六号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願(三通)
請願者 岐阜県海津郡高須町海津郡医師会長 岡田忠
紹介議員 野田 卵一君
明外四十八名
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九〇一号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 茨城県土浦市内西町一土浦市医師会長 鈴木義一
紹介議員 菊田 七平君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九四四号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 三重県桑名市桑名四〇九桑名市医師会長 竹村榮太
紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九〇三号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 長崎市壱岐町五五長崎県医師会長 高尾克己
紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊
大屋 道三君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九四五号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 福岡市渡辺通り三福岡県医師会長 渡辺信吉
紹介議員 大屋 道三君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八〇号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 小野 義夫君
葉は薬剤師からのみ買わなければならぬとする医薬分業制度は、治療上の不便と医療費の増大をきたす結果となるから、最も民主的な現在の任意分業制度を存続せられたいとの請願。

紹介議員 松原 一彦君
結核回復者に絶対不可欠の後保護施設を持たないわが国においては、軽快後直ちに深刻な生活苦の社会に出て苦闘しなければならない結果、充分な自宅療養ができないばかりか、生活のために過労となり再発または悪化して折角の療養を無にしている実情であるから、わが国結核対策上療養施設の増加とペットの短期回転の施策と併せて後保護即ちアフタ・ケア施設の設置を促進せられたいとの請願。

紹介議員 愛知 捷一君 高橋進
宮崎県延岡市新町一六金七
仙台市医師会長 松川

紹介議員 幹文外一名
太郎君
紹介議員 平沼綱太郎君
宮崎県延岡市新町一六金七
延岡市医師会長 甲斐

この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八一号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 高知市本町一二五高知市医師会長 德橋豊信
紹介議員 入交 大藏君
市医師会長 外二名

紹介議員 鈴木 強平君
群馬県碓氷郡里見村碓氷郡医師会長 士岐正
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八六号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願(三通)
請願者 岐阜県海津郡高須町海津郡医師会長 岡田忠
紹介議員 野田 卵一君
明外四十八名
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九〇一号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 茨城県土浦市内西町一土浦市医師会長 鈴木義一
紹介議員 菊田 七平君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九四四号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 三重県桑名市桑名四〇九桑名市医師会長 竹村榮太
紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九〇三号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 長崎市壱岐町五五長崎県医師会長 高尾克己
紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊
大屋 道三君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九四五号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業反対に関する請願
請願者 福岡市渡辺通り三福岡県医師会長 渡辺信吉
紹介議員 大屋 道三君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九五九号 昭和二十六年五月十 七日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 福岡県宗像郡神興村 医師会長 安永桂外一 紹介議員 吉田 法晴君 名 一、七五〇ノ二宗像村 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六〇号 昭和二十六年五月十 七日受理 医薬分業反対に関する請願（七通） 請願者 大分市荷揚町八大分県 医師会長 腹所正威外六名 紹介議員 岩男 仁藏君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六一號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 鹿児島県市武町五〇六 平榮造 紹介議員 西郷吉之助君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六二號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 山口県厚狭郡厚狭町医 師会長 原口光雄 紹介議員 重宗 雄三君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六三號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 山形市下條町一、〇一 二天童高等学校内大 紹介議員 小杉 繁安君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九六四號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 広島県吳市本通丁目 杜國法人吳市医師会長 郎 紹介議員 前田 繁君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九六五號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 三重県志摩郡鳥羽町大 摩郡医師会長 釜谷俊 紹介議員 前田 繁君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六六號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 千葉県市大町二五福 島巣石城医師会長 内 木宗八 紹介議員 木村 守江君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六七號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願（二通） 請願者 山口県防府市三田尻村 長 熊谷藏之允外一名 紹介議員 中川 以良君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六八號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 鹿児島県医師会長 田 島巣石城医師会長 内 壺井小八郎 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九六九號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願 請願者 千葉市吾妻町二ノ一 内 千葉市吾妻町二ノ一 壺井小八郎 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九七〇號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業反対に関する請願（二通） 請願者 埼玉県浦和市仲町一ノ 一一埼玉県薬剤師協会 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九七一號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願 請願者 千葉市吾妻町二ノ一 内 千葉市吾妻町二ノ一 壺井小八郎 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。
第一九七二號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願 請願者 小池敏三郎外十名 紹介議員 山崎 恒君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九七三號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願（三十 三通） 請願者 佐賀市野町二四五 飯盛平外三十二名 紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九七四號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願 請願者 佐賀市野町二四五 飯盛平外三十二名 紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九七五號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願 請願者 佐賀市野町二四五 飯盛平外三十二名 紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九七六號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願 請願者 佐賀市野町二四五 飯盛平外三十二名 紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九七七號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願 請願者 佐賀市野町二四五 飯盛平外三十二名 紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九七八號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願 請願者 佐賀市野町二四五 飯盛平外三十二名 紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九七九號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願（八百 三十六通） 請願者 大阪市北区中崎町六八 出宮光三郎外八百三十 紹介議員 村尾 重雄君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。
第一九八〇號 昭和二十六年五月十 八日受理 医薬分業制度確立に関する請願（七 四通） 請願者 京都市左京区吉田町本 町五 石黒武雄氏外七 十三名 紹介議員 正吉君 この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。	第一九四七号 昭和二十六年五月十七日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二通)	請願者 高知市桜馬場町一一一川村博将外二十四名	紹介議員 入交 太藏君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九四八号 昭和二十六年五月十七日受理 医薬分業制度確立に関する請願(十八通)	請願者 福島市豊田町三福島県薬剤師協会福島支部内小野正雄外六十六名	紹介議員 上原 正吉君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九四九号 昭和二十六年五月十八日受理 医薬分業制度確立に関する請願(四通)	請願者 熊本市大江町九品寺六内 美川義三郎外三百四十四名	紹介議員 田方 進君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五〇号 昭和二十六年五月十九日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二通)	請願者 愛媛県松山市湊町三ノ二八愛媛県薬剤師協会内 高木知雄外六十一名	紹介議員 三橋八次郎君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五一号 昭和二十六年五月二十日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二通)	請願者 愛媛県松山市湊町三ノ二八愛媛県薬剤師協会内 高木知雄外六十一名	紹介議員 三橋八次郎君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五二号 昭和二十六年五月二十一日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二通)	請願者 秋田市中長町一二 鈴木 安孝君	紹介議員 行義君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五三号 昭和二十六年五月二十二日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二通)	請願者 木秋子外一名	紹介議員 鈴木 安孝君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五四号 昭和二十六年五月二十三日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二通)	請願者 山口紹一鶴田一六〇	紹介議員 山田 佐一君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五五号 昭和二十六年五月二十四日受理 医薬分業制度確立に関する請願(三通)	請願者 青森県東津輕郡野内村浅虫六青森県薬剤師協会内 山本忠雄外四十九名	紹介議員 佐藤 尚武君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五六年 昭和二十六年五月二十五日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二通)	請願者 山口市役所内山口県児童福祉法による措置費国庫助復元の請願(二通)	紹介議員 治外六名	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九五六号 昭和二十六年五月二十六日受理 医薬分業制度確立に関する請願(二十通)	請願者 鹿児島市鹿師町一〇八	紹介議員 愛知 摂一君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九六号 昭和二十六年五月十八日受理 医薬分業制度確立に関する請願(三十通)	請願者 長崎県大村市古町六八一平尾みち子外三十名	紹介議員 秋山俊一郎君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九七号 昭和二十六年五月十九日受理 医薬分業制度確立に関する請願(三十一通)	請願者 熊本市役所内 高野將一通)	紹介議員 内村 清次君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九八号 昭和二十六年五月二十日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百四十六通)	請願者 名古屋市中村区向島町四ノ一八 安井治郎助	紹介議員 草葉 隆圓君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九九号 昭和二十六年五月二十一日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百四十七通)	請願者 長崎県佐世保市金比良町二八一 中島敬太外二十六名	紹介議員 上原 正吉君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九〇号 昭和二十六年五月二十二日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百四十八通)	請願者 外百四十五名	紹介議員 藤原 隆圓君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九一号 昭和二十六年五月二十三日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百四十九通)	請願者 四ノ一八 安井治郎助	紹介議員 草葉 隆圓君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九二号 昭和二十六年五月二十四日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百五十通)	請願者 村大字上高根沢二、三九三 阿久津武義外四名	紹介議員 植竹 春彦君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九三号 昭和二十六年五月二十五日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百五十一通)	請願者 村大字上高根沢二、三九三 阿久津武義外四名	紹介議員 定吉君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九四号 昭和二十六年五月二十六日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百五十二通)	請願者 牛乳搾取販売業者に対し、今回殺菌設備改善の通達が出されているが、同設備の改善には多額の資金を必要とし、中小牛乳搾取販売業者の経済力では、速時断行が不可能であるから、同改善費に対し、低利資金の融通あるいは改善期限の延長等特別に考慮せられたいとの請願。	紹介議員 植竹 春彦君	児童福祉法による措置費国庫助復元の請願(二通)
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九五号 昭和二十六年五月二十七日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百五十三通)	請願者 牛乳搾取販売業者に対し、今回殺菌設備改善の通達が出されているが、同設備の改善には多額の資金を必要とし、中小牛乳搾取販売業者の経済力では、速時断行が不可能であるから、同改善費に対し、低利資金の融通あるいは改善期限の延長等特別に考慮せられたいとの請願。	紹介議員 治外六名	社会福祉事業法施行に伴う義務的経費の財源措置の請願
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。	第一九九六号 昭和二十六年五月二十八日受理 医薬分業制度確立に関する請願(百五十四通)	請願者 宮城県知事 佐々木寿	紹介議員 愛知 摂一君	この請願の趣旨は、第一八九〇号と同一である。

今国会において制定された社会福祉事業法の施行は、シャウブ勧告および地方財政法の趣旨に反し、すでに危機にひんしている地方財政を更に圧迫する結果となることが予想されるから、右経費の負担について必要な財源措置を講ぜられたいとの請願。

第一九五三号 昭和二十六年五月十日受付

大麻栽培許可に関する請願
請願者 福岡県八女郡豊岡村長
紹介議員 國伊能君

最近における經濟界の変動は、とくに農村に多大の影響を与える。農民は窮屈の一途をたどりつゝある。ことに福岡県の最南端に位置する豊岡村地方は山間地帯の純農村であるためその影響は極めてじん大であるから、これら農民救済のため当地の氣候風土に最も適した大麻の栽培を許可せられたいとの請願。

第四二六号 昭和二十六年五月十八日受付

医薬分業反対に関する陳情
陳情者 兵庫県津名郡室津村津一郎
名郡医師会長 浜野賀

薬は薬剤師からのみ貰わなければならぬとする今回の医薬分業制度は、治療上の不便と医療費の増大をきたす結果となるから、最も民主的な現在の任意分業を存続せられたいとの陳情。

第四二七号 昭和二十六年五月十八日受付

医薬分業制度確立に関する陳情(十二)

通

陳情者 東京都世田谷区世田谷二ノ一、四四九 吉田輝雄外三十一名

医薬分業に関しては、米国業事視察団の勧告によつて、厚生省に設置された調査機関が半歳にわたる調査研究の結果医薬分業を実施すべきであると意見が一致し、政府は、これに基いて業事医師会側も法律改正による医薬分業に同意しているから、関係三法律改正案の国会通過を促進して医薬分業制度を確立せられたいとの陳情。